

★与党(自民・公明)が平成25年度税制改正大綱を発表

1月24日(木)に平成25年度税制改正大綱が与党自民党から発表されました。今回は個人向け改正点を中心に速報をご案内します(紙面の都合上法人関連の項目は割愛させていただきました)。

今回の大綱では衆参ねじれ国会の影響等から改正が先送りされてきた相続税・贈与税の基礎控除・税率等の抜本的見直し等について、民主党との三党協議を踏まえ数多くの改正項目が提示されました。

なお、本号は速報版のため内容に不十分な点がありますが予めご承知置き下さい。税制改正関連法案は2月中に国会提出の見込みです。(長掛栄一)

◎平成25年度税制改正大綱に掲げられた個人関連の主な税制改正項目

税目	項目	内容	時期等
相続税 ・贈与税	相続税の基礎控除額	相続税の基礎控除額の引下げ。 (現行) 5,000万円+1,000万円×法定相続人の数 →(改正) 3,000万円+600万円×法定相続人の数	平成27年1月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用
	相続税の税率構造	・相続税の最高税率を現行の50%から55%に引上げ。 ・税率区分を現行の6段階から8段階に細分化。	
未成年者控除、障害者控除の引き上げ	① 未成年者控除 20歳までの1年につき6万円→10万円 ② 障害者控除 85歳までの1年につき6万円→10万円(特別障害者は上記の2倍の金額)		
小規模宅地等の課税価格の特例の拡充、見直し	① 特定居住用宅地等の適用限度面積の拡充(現行) 240㎡ → (改正) 330㎡ ② 特例対象宅地の全てが特定事業用、特定居住用の場合、それぞれの適用対象面積まで適用可能とする。		
		③ 独立区分型の二世帯住宅について、被相続人及びその親族が各独立部分に居住していた場合には、その親族が相続又は遺贈により取得したその敷地の用に供されていた宅地等のうち、被相続人及びその親族が居住していた部分に対応する部分を特例対象とする。 ④ 老人ホームに入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等は、次の要件が満たされる場合に限り、相続開始直前において被相続人の居住の用に供されていたものとして特例を適用する。 イ 被相続人に介護が必要な為入所したものである。 ロ 当該家屋が貸付等の用途に供されていないこと。	平成26年1月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用
	贈与税の税率構造	① 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る税率を緩和。 ② ①以外の贈与財産に係る贈与税については、相続税の最高税率の引上げにあわせ引上げ(最高税率55%)。	平成27年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用
	相続時精算課税制度の適用要件見直し	① 受贈者の範囲に20歳以上である孫を追加。 ② 贈与者の年齢要件を60歳以上に引き下げ。	
	教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設	受贈者(30歳未満の者に限る)の教育資金に充てるためにその直系尊属が金銭を拠出し、金融機関に信託等した場合には、拠出額等のうち受贈者1人につき1,500万円(学校等以外に支払われる金銭については500万円)まで贈与税を課さない。→30歳時点で残額あれば贈与税課税。	平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に拠出されたものに適用
	課税対象となる財産の拡大	日本国内に住所を有しない個人で日本国籍を有しないものが、日本国内で住所を有するものから相続・遺贈又は贈与により取得した財産を相続税又は贈与税の課税対象に追加。	平成25年4月1日以後の相続等、贈与に適用

税目	項目	内容	時期等														
所得税 ・住民税	所得税最高税率の引き上げ	課税所得4,000万円超部分の税率を引き上げ (現行) 40% → (改正) 45%	平成27年分以後の所得税に適用														
	金融所得課税の一体化の推進	① 特定公社債※及び公募公社債投資信託等の受益権の課税方式 ・ 利子所得等の課税方式 (現行) 源泉分離課税 (改正案) 申告分離課税 ・ 譲渡所得等の課税方式 (現行) 非課税 (改正案) 申告分離課税 ※特定公社債の範囲 ・ 国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債、上場公社債 など ② 上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算並びに繰越控除の特例の対象範囲の拡充 ・ 損益通算の対象に特定公社債等の利子所得及び譲渡所得を追加 ・ 特定公社債等の譲渡により生じた損失の金額のうち、その年に損益通算をしても控除しきれない金額については、翌年以降3年間にわたり、特定公社債等の利子所得・譲渡所得、上場株式等の配当所得・譲渡所得等からの繰越控除を可能とする。 ③ 特定公社債以外の公社債及び私募公社債投資信託等の受益権の課税方式 ・ 利子所得→源泉分離課税を維持(例外あり) ・ 譲渡所得の課税方式 (現行) 非課税 (改正案) 申告分離課税	平成28年1月1日以後に支払を受ける利子等、特定公社債等の譲渡に適用														
	非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置	① 非課税口座開設可能期間 平成26年1月1日～平成35年12月31日まで ② 非課税対象となる配当所得等、譲渡所得等 非課税口座に非課税管理勘定を設けた日から同日の年の1月1日以後5年を経過するまでの期間に支払を受ける非課税口座内上場株式等の配当等、譲渡所得 ③ 非課税口座に受け入れることができる上場株式等の価額は1年あたり100万円を上限	平成26年1月1日以降適用開始														
	上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る10%軽減税率	平成25年12月31日で廃止															
	住宅ローン減税制度の延長・拡充	平成26年以降も住宅ローン減税制度を4年間延長。 (一般住宅の場合の控除限度) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>借入限度額</th> <th>控除率</th> <th>各年の控除限度額</th> <th>控除期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年1月～3月</td> <td>2,000万円</td> <td>1.0%</td> <td>20万円</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>平成26年4月～平成29年12月</td> <td>4,000万円</td> <td>1.0%</td> <td>40万円</td> <td>10年</td> </tr> </tbody> </table>	居住年	借入限度額	控除率	各年の控除限度額	控除期間	平成26年1月～3月	2,000万円	1.0%	20万円	10年	平成26年4月～平成29年12月	4,000万円	1.0%	40万円	10年
居住年	借入限度額	控除率	各年の控除限度額	控除期間													
平成26年1月～3月	2,000万円	1.0%	20万円	10年													
平成26年4月～平成29年12月	4,000万円	1.0%	40万円	10年													
その他	延滞税等の見直し	延滞税、還付加算金の割合について特例基準割合を基準とした割合に引き下げ。	平成26年1月1日以後の期間														
	登録免許税	次の登録免許税の特例の適用期限を2年延長。 ・ 土地の売買による所有権の移転等に対するもの ・ 住宅用家屋の保存登記、移転登記に対するもの	平成27年3月31日まで														
	印紙税	不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例の適用期限を5年延長の上、税率を引き下げ。	平成26年4月1日以後作成文書適用														